

青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、令和元年台風第19号（以下「台風」という。）による被災者の生活の安定および住宅の安全確保を図るため、台風で被害を受けた青梅市内（以下「市内」という。）の住宅の補修工事を行う者に対して、補修工事に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台風により屋根、壁または床等に被害を受けた市内に存する住宅をいう。ただし、青梅市が交付した罹災証明書の判定結果が一部損壊（損壊割合が20%未満のものをいう。すでに災害救助法に規定する応急修理を実施したものを除く。以下同じ。）として認定されたものをいう。
- (2) 補修工事 台風により屋根、壁または床等に被害を受けた住宅の補修工事およびこれに付帯する工事をいう。
- (3) 罹災証明書 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定にもとづき青梅市長（以下「市長」という。）が発行する、災害による被害の程度を証明する書面をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 現に自己が所有し、かつ、自己が居住する住宅の補修工事を行うものであること。ただし、所有者が自ら当該補修工事を行うものを除く。
- (2) 令和2年3月25日までに、実績報告書を提出できるものであること。

4 補助対象工事

補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の補修工事（住宅のうち、長屋、共同住宅または店舗、事務所等との併用住宅にあつては、補助対象者の居住する部分に要する補修工事に限る。）で、令和元年10月13日以降に着手したもの（完了

済みの工事を含む。) であること。

- (2) 屋根、壁、床等、ドア等の開口部、上下水道等の配管および配線、トイレ等の衛生設備その他の日常生活に必要な不可欠な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施される補修工事であること。

5 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、補修工事費の2分の1の額または30万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 補助金の交付は、住宅1戸につき、1回に限るものとする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 資力に関する申出書(様式第2号)
- (2) 補修工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真またはこれに代わる資料
- (3) 補修工事の見積書(様式第3号)
- (4) 罹災証明書の写し
- (5) 補修工事の箇所および内容が分かる図面
- (6) 建物の所有者が分かる書類
- (7) 申請をした者(以下「申請者」という。)の住所が分かる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

8 実績報告

前項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補修工事が完了したときは、青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助

金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補修工事に要した費用にかかる契約書および領収書の写し
- (2) 補修工事完了後の状況がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

9 交付額の確定

市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

10 交付の請求

- (1) 交付決定者は、前項の規定による通知を受け補助金の交付を受けようとするときは、青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 前号に規定する請求書は、令和2年3月25日までに提出しなければならない。

11 交付決定の取消し等

- (1) 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア この要綱の規定に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - ウ その他市長が交付の決定を不相当と認めたとき。
- (2) 市長は、前号の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

12 補助金の返還

- (1) 市長は、前項第1号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じるものとする。
- (2) 前号の返還命令は、青梅市被災住宅修繕緊急支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、補助金の既交付者に通知して行うものとする。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年3月11日から実施し、令和元年10月13日から適用する。ただし、令和2年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。